

告 示

〇内閣府告示第二百九号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月十三日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

一 地方公共団体の名称 群馬県
二 地域活性化総合特別区域の範囲 群馬県全域

〇内閣府告示第二百十号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月十三日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

一 地方公共団体の名称 滋賀県
二 地域活性化総合特別区域の範囲 大津市、草津市、守山市、栗東市及び野洲市の全域並びに彦根市及び長浜市の区域の一部(詳細は内閣府において閲覧に供する。)

〇内閣府告示第二百一十号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月十三日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

一 地方公共団体の名称 奈良県
二 地域活性化総合特別区域の範囲 奈良市の区域の一部(詳細は内閣府において閲覧に供する。)

〇内閣府告示第二百一十二号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月十三日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

一 地方公共団体の名称 阿蘇市並びに熊本県阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村並びに上益城郡山都町

二 地域活性化総合特別区域の範囲 阿蘇市並びに熊本県阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村の全域並びに上益城郡山都町の区域の一部(旧蘇陽町) 詳細は内閣府において閲覧に供する。

〇消費者庁告示第八号

健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第三十一条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が栄養表示基準(平成十五年厚生労働省告示第百七十六号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十五年九月二十七日 消費者庁長官 阿南 久

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の項を加える。

3 一次に掲げる要件の全てに該当する場合には、第一項第六号の規定にかかわらず、同項第四号の一定の値にあつては、原材料における栄養成分の量から算出して得られた値、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析して得られた値その他の合理的な推定により得られた値を記載することができる。ただし、前条第二項の規定に基づく栄養成分の機能の表示、第五条から第七条までの規定に基づく栄養成分の補給ができる旨の表示又は第八条から第十条までの規定に基づく栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨の表示を分る場合には、この限りではない。

一 表示された値が別表第二の第一欄の区分に応じた同表の第三欄に掲げる方法により得られた値と一致しない可能性があることを示す記載をすること。

二 表示された値の設定の根拠資料を保管すること。

こと
別表第二のたばく質の項第四欄中「プラス・マイナス二〇%」の下に「ただし、当該食品一〇〇g当たり(清涼飲料水等にあつては、一〇〇ml当たり)のたんばく質の量が二・五g未満の場合、プラス・マイナス〇・五gを加える。

同表脂肪質の項第四欄中「プラス・マイナス二〇%」の下に「ただし、当該食品一〇〇g当たり(清涼飲料水等にあつては、一〇〇ml当たり)の脂肪の量が二・五g未満の場合、プラス・マイナス〇・五gを加える。

同表飽和脂肪質の項第四欄中「プラス・マイナス二〇%」の下に「ただし、当該食品一〇〇g当たり(清涼飲料水等にあつては、一〇〇ml当たり)の飽和脂肪酸の量が〇・五g未満の場合、プラス・マイナス〇・五gを加える。

同表糖類の項第四欄中「プラス・マイナス二〇%」の下に「ただし、当該食品一〇〇g当たり(清涼飲料水等にあつては、一〇〇ml当たり)の糖類の量が二・五g未満の場合、プラス・マイナス〇・五gを加える。

同表ナトリウムの項第四欄中「プラス・マイナス二〇%」の下に「ただし、当該食品一〇〇g当たり(清涼飲料水等にあつては、一〇〇ml当たり)のナトリウムの量が二・五g未満の場合、プラス・マイナス〇・五gを加える。

同表熱量の項第四欄中「プラス・マイナス二〇%」の下に「ただし、当該食品一〇〇g当たり(清涼飲料水等にあつては、一〇〇ml当たり)の熱量が二・五kcal未満の場合、プラス・マイナス五kcalを加える。

同表糖類の項第四欄中「プラス・マイナス二〇%」の下に「ただし、当該食品一〇〇g当たり(清涼飲料水等にあつては、一〇〇ml当たり)の糖類の量が二・五g未満の場合、プラス・マイナス〇・五gを加える。

同表ナトリウムの項第四欄中「プラス・マイナス二〇%」の下に「ただし、当該食品一〇〇g当たり(清涼飲料水等にあつては、一〇〇ml当たり)のナトリウムの量が二・五g未満の場合、プラス・マイナス〇・五gを加える。

同表熱量の項第四欄中「プラス・マイナス二〇%」の下に「ただし、当該食品一〇〇g当たり(清涼飲料水等にあつては、一〇〇ml当たり)の熱量が二・五kcal未満の場合、プラス・マイナス五kcalを加える。

〇外務省告示第三百七号
昭和五十二年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Vは、同条約第十六条の規定に従つて改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成二十五年一月一日に効力を生じた。

(平成二十四年二月一日付け国際海事機関事務局長書簡) 平成二十五年九月二十七日 外務大臣臨時代理 国務大臣 菅 義偉

附属書Vを次のように改める。
附属書V 船舶からの廃物による汚染の防止のための規則 第一規則 定義

1 「動物の死体」とは、船舶により貨物として輸送され、航海中に死亡し、又は安楽死させられた動物の体をいう。

2 「貨物の残留物」とは、この条約の他の附属書の適用を受けない貨物の残渣であつて、積込み又は積卸しの後に甲板上又は貨物艙に残るものをいう。積込み又は積卸しの際の余剰及び漏出(湿つているか乾いているか又は洗浄水に混じつているか否かを問わない)を含み、清掃後に甲板上に残つた貨物のちり又は船舶の外側表面のちりを含まない。

3 「調理油」とは、食品の調理に使用され、及び使用されることを目的とするあらゆる種類の食用油又は動物性脂肪をいう。ただし、これらの油を用いて調理された食品自体を含まない。

4 「船内の廃棄物」とは、船内の居住区域で生ずる全ての種類の廃棄物であつて、この条約の他の附属書の適用を受けないものをいう。船内の廃棄物には、雑排水を含まない。

5 「航行中」とは、船舶が海上の道路上(航行の目的に照らして)できる限り最も短い直線の航路からの変更を含む航行していることをいふ。合理的かつできる限り広範な海域への排出物の拡散をもたらし、こととをいう。

6 「漁具」とは、海洋の生物又は淡水の生物を捕獲し、又は後の捕獲若しくは採捕のために管理することを目的として、水上又は水中若しくは海底に配置される物理的な装置又はその一部若しくはこれらの組合せをいう。

7 「固定され、又は浮いているプラットフォーム」とは、海上にある固定され、又は浮いている構造物であつて、海底生物資源の探査、開発又はこれらに関連する沖合における加工に従事しているものをいう。

8 「食物くず」とは、腐敗した又は腐敗していない食物(果物、野菜、乳製品、家きんの肉、肉製品を含む)及び船内で生じた食残しをいう。